

アフガニスタン難民救援国際平和協力業務実施計画

1 基本方針

1979年のソ連軍の侵攻以来内戦状態に陥ったアフガニスタンにおいては、タリバーンが現在までに国土の8割から9割を支配し、反タリバーン派（北部同盟）と軍事的に厳しく対峙してきた。本年9月11日、アメリカ合衆国のワシントン、ニュー・ヨーク等において、民間航空機によるテロ事件（以下「同時多発テロ事件」という。）が発生し、両者間の武力衝突が激化している。アフガニスタン情勢との関連で、国際社会は、これまでタリバーンに対してオサマ・ビン・ラーデンの引渡し等適切な対応を求めてきており、また、アメリカ合衆国は同時多発テロ事件がオサマ・ビン・ラーデン及びそのテロ組織によるものであると断定し、タリバーンがオサマ・ビン・ラーデンの引渡し等に応じない場合には軍事行動もあり得るとしている。これに対し、タリバーンは対決姿勢を示している。このため、従来からアフガニスタン内外で多数の避難民及び難民が発生しているところ、同時多発テロ事件に伴う紛争の影響を回避すべく、同国内外で同国国民の大規模な移動の動きが見られる。

このような状況に対処するため、国際連合難民高等弁務官事務所（以下「UNHCR」という。）は、パキスタン・イスラム共和国、イラン・イスラム共和国等のアフガニスタン近隣諸国において、人道的な国際救援活動を行っている。

今般、UNHCRより我が国に対し、パキスタン・イスラム共和国における人道的な国際救援活動のための物資の提供及び当該物資のパキスタン

・イスラム共和国への輸送について要請がなされた。我が国としても、世界の平和と安定のために一層の責務を果たしていくに当たり、国際連合を中心とした国際平和のための活動に対し積極的な貢献を行うため、この要請に応分の協力を行うこととする。このため、アフガニスタン難民救援国際平和協力隊を設置することとし、これに我が国のアフガニスタン難民救援活動を円滑かつ効果的に行うための連絡調整の分野における国際平和協力業務を行わしめるとともに、自衛隊の部隊等により、輸送分野における国際平和協力業務を実施することとする。

なお、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成4年法律第79号。以下「国際平和協力法」という。）第3条第2号に規定する受入れ国の人道的な国際救援活動への同意及び国際平和協力法第6条第1項第2号に規定する国際平和協力業務の実施についての受入れ国の同意についてはいずれも得られている。

2 アフガニスタン難民救援国際平和協力業務の実施に関する事項

(1) 国際平和協力業務の種類及び内容

ア イに掲げる業務のうち派遣先国の政府その他の関係機関とこの業務に従事する自衛隊の部隊等との間の連絡調整に係る国際平和協力業務であって、自衛隊の部隊等以外の者が行うもの

イ 国際平和協力法第3条第3号イに掲げる業務のうち輸送に係る国際平和協力業務

ア及びイに掲げる業務は、国際平和協力法第2条第2項の規定の趣旨を損なわない範囲内において行う。

(2) 派遣先国

パキスタン・イスラム共和国とする。

ただし、フィリピン共和国、タイ王国、バングラディシュ人民共和国及びインドにおいて、(1)イに掲げる業務（これに附帯する業務としての物資の補給を含む。）を行うことができる。

(3) 国際平和協力業務を行うべき期間

平成13年10月5日から同年10月19日までの間

(4) アフガニスタン難民救援国際平和協力隊の規模及び構成並びに装備

ア 規模及び構成

(ア) (1)アに掲げる業務に従事する者

(1)アに掲げる業務を遂行するために必要な技術、能力等を有する者 2名

(イ) (1)イに掲げる業務に従事することとなった結果、国際平和協力法第13条第2項の規定により、国際平和協力法第4条第2項第3号に掲げる事務に従事する者

(5)イ(ア)に掲げる部隊に所属する自衛隊員

イ 装備

アフガニスタン難民救援国際平和協力隊の隊員の健康及び安全の確保並びに(1)アに掲げる業務に必要な個人用装備（武器を除く。）

(5) 自衛隊の部隊等が行う国際平和協力業務に関する事項

ア 自衛隊の部隊等が行う国際平和協力業務の種類及び内容

(1)イに掲げる業務

イ 国際平和協力業務を行う自衛隊の部隊等の規模及び構成並びに装備

(ア) 規模及び構成

(1)イに掲げる業務を行うための航空自衛隊の部隊（人員200名）

(イ) 装備

武器

9 m m拳銃 4 0 丁

航空機

輸送機（ C - 1 3 0 H ） 7 機及び多用途支援機（ U - 4 ） 1 機

その他

自衛隊の隊員の健康及び安全の確保並びに(1)イに掲げる業務に必要な装備（ 及び に掲げるものを除く。）

(6) 関係行政機関の協力に関する重要事項

ア 関係行政機関の長は、国際平和協力本部長（以下「本部長」という。）から、(1)アに掲げる業務を実施するため必要な技術、能力等を有する職員をアフガニスタン難民救援国際平和協力隊に派遣するよう要請があったときは、その所掌事務に支障を生じない限度において、当該職員をアフガニスタン難民救援国際平和協力隊に派遣するものとする。

イ 外務大臣の指定する在外公館長は、外務大臣の命を受け、国際平和協力業務の実施のため必要な協力を行うものとする。

ウ 関係行政機関の長は、その所掌事務に支障を生じない限度において、本部長の定めるところにより行われる研修のため必要な協力を行うものとする。

エ 関係行政機関の長は、本部長から、その所管に属する物品の管理換えその他の協力の要請があったときは、その所掌事務に支障を生じない限度において、当該協力を行うものとする。

(7) その他国際平和協力業務の実施に関する重要事項

本部長は、国際平和協力業務の実施に当たり、必要があると認めるときは、関係行政機関の長の協力を得て、物品の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供について国以外の者に協力を求めることができる。